

賃金引上げ等生産性向上に向けた支援

令和3年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ

設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率	
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10 (※1)	
		2～3人	30万円			
		4～6人	50万円			
		7人以上	70万円			
30円コース	30円以上	1人	30万円			
		2～3人	50万円			
		4～6人	70万円			
		7人以上	100万円			
60円コース	60円以上	1人	60万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5 (※1)
		2～3人	90万円			
		4～6人	150万円			
		7人以上	230万円			
90円コース	90円以上	1人	90万円			
		2～3人	150万円			
		4～6人	270万円			
		7人以上	450万円			

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年4月現在）北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の39地域。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

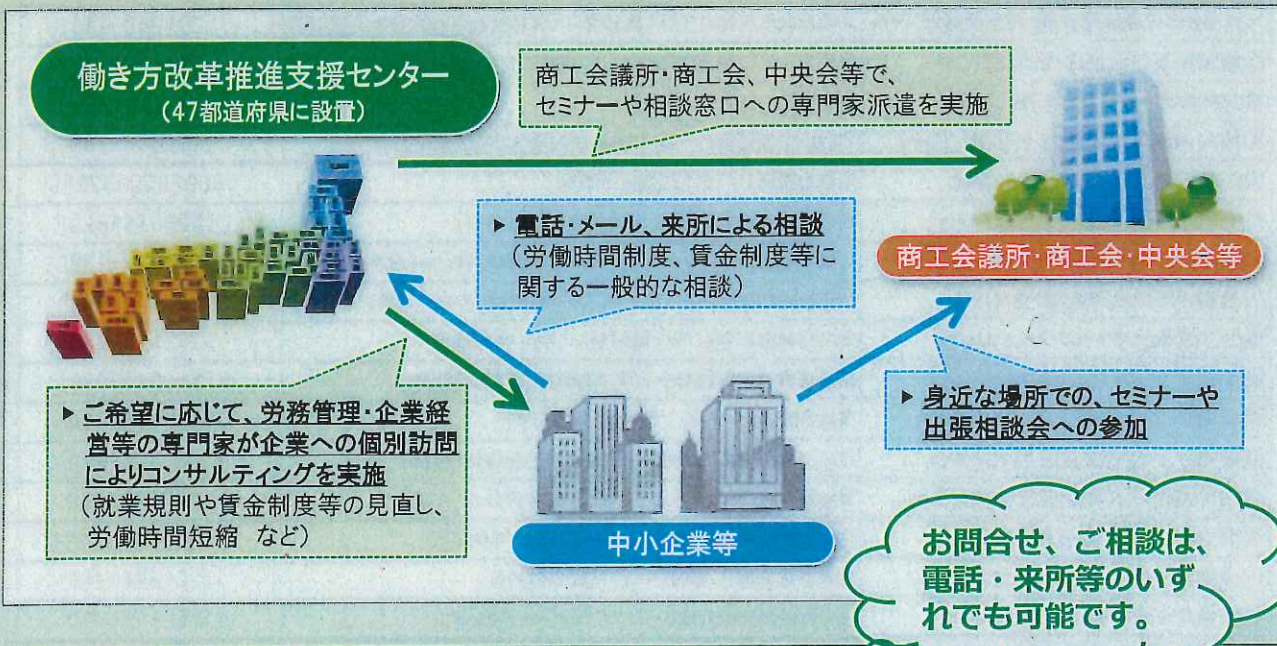
「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・ 企業の実態に即した労働時間制度
- ・ 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・ 利用できる国の助成金



令和3年度働き方改革推進支援センター連絡先一覧

センター名	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北2-10-17 MSビル2階	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1丁目3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島働き方改革推進支援センター	福島市御山宇三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸2-2-27 リバティ三の丸2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864
東京働き方改革推進支援センター	千代田区神田富山町25 サンクス神田ビル2階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1-12-8 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター富山	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM内	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル8階	0120-088-703
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地1 静岡県産業経済会館5階	0800-2005451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階(タスクール内)	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階	0120-100-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 デュビュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区天満2丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市板屋町22-2 和歌山中央通りビル2階 2031号	0120-547-888
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所1階 中小企業支援部内	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市磨屋町5-9 プラタ59 2階 203	0120-000-849
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県産業振興センター内	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2階-7	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
みやざき働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橋通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-781

中小企業等の生産性向上等に係る支援策（助成金関係）

名 称	概 要	助成内容	担当省庁
キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成。	<p>コース・助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員化コース（正規雇用労働者等への転換） 有期雇用から正規雇用 1人当たり57万円 等 有期雇用から無期雇用 1人当たり28.5万円 等 無期雇用から正規雇用 1人当たり28.5万円 等 ・賃金規定等改定コース （有期雇用労働者等の賃金規定を増額改定し昇給） 全ての有期雇用労働者等の賃金規定を2%増額 対象労働者が1～3名 9.5万円 等 ・賃金規定等共通化コース （有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の賃金規定を新たに規定・適用） 57万円 等 ・諸手当制度等共通化コース （有期雇用労働者等に対し正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定・適用又は有期雇用労働者等を対象に法定外の健康診断制度を新たに規定し、4人以上実施） 38万円 等 <p>等 7コース</p>	厚生労働省
人材確保等支援助成金	雇用管理の改善、生産性の向上等を通じた職場定着の促進のための助成。	<p>コース 人事評価改善等助成、テレワーク等9コース 助成額</p> <p>人事評価改善等助成コース 目標達成 80万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価制度等整備計画の認定 （人事評価制度と2%以上賃金アップ） ・人事評価制度の整備・実施 ・生産性の向上 ・賃金の増加（2%以上） ・離職率低下目標の達成 	厚生労働省
トライアル雇用助成金	<p>職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワーク又は民間職業紹介事業者等の紹介により一定期間試用雇用する事業主に助成。</p> <p>対象労働者：常用雇用を希望している者でトライアル雇用による雇入れを希望しており、以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紹介日前2年以内に2回以上離職・転職 ・離職している期間が1年を超えている 等 	<p>コース 一般、障害者、障害者短時間等 6コース 助成額 一般コースの場合：1名当たり月額最大4万円 （最長3か月）</p>	厚生労働省
人材開発支援助成金	雇用する労働者（有期契約労働者等を除く。）に、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得のため、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成。	<p>コース 一般訓練、特定訓練コース 等 7コース 助成額</p> <p>一般訓練コース 例</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費助成 30% 等（一定の条件で45%等） 賃金助成 1時間当たり380円（同 480円等） <p>等</p>	厚生労働省

名 称	概 要	助成内容	担当省庁
働き方改革推進支援助成金	生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業者等に対する助成。	コース 労働時間短縮・年休促進コース、勤務間インターバルコース、労働時間適正管理推進コース、団体推進コース 助成額 労働時間短縮・年休促進コース（以下いずれか低い方） 取組みに要した費用の 3/4（一定の条件で 4/5） 成果目標の達成に応じ 50万円又は 100万円 ・時間外休日労働 60（80）時間以下の 36協定 ・特別休暇導入 ・時間単位休暇導入 （・時間給 3%以上引上げ加算可）	厚生労働省
業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資等を実施し業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げる中小企業事業主等に業務改善に要した経費の一部を助成。 対象事業場：以下の 2 要件を満たす中小企業の事業場 事業場規模 100 人以下 地域別最低賃金と事業場の最低賃金の差額：30 円以内	コース 時給引上げ 20 円、30 円、60 円、90 円コース 助成率：3/4（一定の条件で 4/5） 上限額 20 円コースの場合：引上げ 1 名 20 万円 2～3 名 30 万円、4～6 名 50 万円 7 名以上 70 万円 90 円コースの場合：引上げ 1 名 90 万円 2～3 名 150 万円、4～6 名 270 万円 7 名以上 450 万円 助成対象 設備投資、コンサルティング、店舗改装等（例）	厚生労働省
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 （ものづくり補助金）	中小企業生産性革命推進事業 革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 対象事業場：以下を満たす 3～5 年の事業計画策定・実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30 円 （*猶予措置あり）	補助率 通常枠 1/2（小規模 2/3） 補助額 一般型 100 万円～1,000 万円 グローバル展開型 1000 万円～3,000 万円 等	中小企業庁
小規模事業者持続的発展支援事業 持続化補助金	中小企業生産性革命推進事業 小規模事業者が経営計画を作成して取り組み販路開拓の取組等を支援	補助率 一般型 2/3 低感染リスク型ビジネス枠 3/4 上限額 一般型 50 万円 低感染リスク型ビジネス枠 100 万円	中小企業庁
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業	バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資する IT ツール導入を支援	補助率 通常枠 1/2 補助対象 ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等 補助額 30 万円～450 万円 *以下を満たす 3 年の事業計画策定・実行により加点等 ・給与支給総額 +1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30 円	中小企業庁

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2021年7月15日時点

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、
時期が決まり次第、各県にて公表される予定です。

Q クリックするとHPに飛びます
(一部画面中のものを除く)

Q クリックするとHPに飛びます
(一部画面中のものを除く)

休業申請等に応じ、飲食店を休業・営業時間短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠	お近くの都道府県の窓口まで
1~3月の緊急事態宣言に伴う飲食店、時短営業、外出自粛等の影響により売上が増減	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	一時的な資金繰り支援 最大100万円/月 個人30万円/月 法人60万円/月 個人10万円/月 法人20万円/月 個人10万円/月 法人20万円/月
4~8月の緊急事態宣言に伴う飲食店、時短営業、外出自粛等の影響により売上が増減	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	対象月の売上 50%以上減の中堅・中小事業者 法人20万円/月、個人10万円/月 を上限に支援
4~8月の緊急事態宣言に伴う飲食店、時短営業、外出自粛等の影響により売上が増減	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	時短営業等に応じた集客力の高い大規模施設等への協力の支給
緊急事態宣言等で公演・展示会・遊園地が中止・休園	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	J-LODIVE2補助金 最大2,500万円(補助率1/2) 全国77の一部で実施(要申請) 上限3,000万円(補助率1/2) ※補助金交付までのつなぎ資金も支援
売上減で資金繰りが厳しい	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	J-LODIVE2補助金事務局 映像産業振興機構(VIPO)まで 0120-68-7322 (受付時間：土日祝日を除く10:00~17:00)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	ARTS for the future (0725)050404 スゴポーツイベント開催支援事業
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	日本公債 0120-154-505 0120-542-711 0120-510-335 0120-68-7322 0120-510-335 0120-510-335 0120-510-335
高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	日本公債 0120-154-505 0120-542-711 0120-510-335 0120-68-7322 0120-510-335 0120-510-335 0120-510-335
ITの導入により、業務における接触機会を削減したい	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	日本公債 0120-154-505 0120-542-711 0120-510-335 0120-68-7322 0120-510-335 0120-510-335 0120-510-335
居住地と同一県内の旅行を支援/感染防止対策等を実施する	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	日本公債 0120-154-505 0120-542-711 0120-510-335 0120-68-7322 0120-510-335 0120-510-335 0120-510-335
宿泊事業者を支援	1日15~150万円 最大100万円 最大100万円	日本公債 0120-154-505 0120-542-711 0120-510-335 0120-68-7322 0120-510-335 0120-510-335 0120-510-335

収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間：2021/7/15	緊急小口資金・総合支援資金 最大155万円(個人以上世帯) 最大40万円(個人以上世帯) 最大45万円(個人以上世帯) 返済開始時期を最長3ヵ月に延長
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間：2021/7/15 2021/9/30まで	住居確保給付金 原則3ヵ月、最長9ヵ月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ3ヵ月間5割給
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり二歳5万円を支給
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額10万円、最長4年 最長6ヵ月のデジタル分野等の民間資格等も対象に
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付住宅支援資金貸付	月上限4万円×12ヵ月の住宅借付金の無利子貸付 1年就労継続なら一括返済免除
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金(返済不要)と授業料減免
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期間：2021/7/15	緊急小口資金・総合支援資金 最大155万円(個人以上世帯) 最大40万円(個人以上世帯) 最大45万円(個人以上世帯) 返済開始時期を最長3ヵ月に延長
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期間：2021/7/15 2021/9/30まで	住居確保給付金 原則3ヵ月、最長9ヵ月 家賃相当額を支援 支給が終了した方へ3ヵ月間5割給
生活が苦しい子育て世帯の方々に	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	児童扶養手当受給者等、その他住民税非課税の子育て世帯に、児童一人当たり二歳5万円を支給
安定した仕事をしたいひとり親世帯の方々に	高等職業訓練促進給付金	訓練期間中に月額10万円、最長4年 最長6ヵ月のデジタル分野等の民間資格等も対象に
自立に向けて取り組むひとり親世帯の方々に	償還免除付住宅支援資金貸付	月上限4万円×12ヵ月の住宅借付金の無利子貸付 1年就労継続なら一括返済免除
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金(返済不要)と授業料減免

意思を守る

生活を守る

(参考) (内閣府HPより)

